

# 大川市議会第2回定例会会議録

平成20年6月27日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	古賀龍彦	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	福永寛
3番	平木一朗	12番	石橋正毫
4番	吉川一寿	13番	神野恒彦
5番	石橋忠敏	14番	古賀勝久
6番	今村幸稔	15番	古賀光子
7番	中村武彦	16番	川野栄美子
8番	井口嘉生	17番	山田廣登
9番	岡秀昭	18番	佐藤操

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治							
副市	長	西茂己							
教	育	長	石橋良知						
会	計	管	理	者	武	下	博	子	
(兼)会	計	課	長						
消	防	課	長	柿	添	新	一		
(兼)警	防	課	長						
人	事	秘	書	課	長	古	賀	良	成
総	務	課	長	酒	見	隆	司		

企 画 課 長	古 賀 文 博
税 務 課 長	古 賀 重 敏
農 業 水 産 課 長	木 下 修 二
( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
上 下 水 道 課 長	川 野 徳 秀
学 校 教 育 課 長	鐘 ケ 江 謙
監 査 事 務 局 長	古 賀 憲 二
( 併 ) 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	岡 啓 介
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	仁 田 原 敏 雄

4 . 付 議 事 件

- 1 . 委 員 長 報 告
- 1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決
- 1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1 . 閉 会 の 宣 告

午 前 9 時 30 分 開 議

議 長 ( 井 口 嘉 生 君 )

皆 さん お は よ う ご ざ い ま す 。 各 位 の 御 参 集 、 感 謝 申 し 上 げ ま す 。

出 席 議 員 は 定 足 数 に 達 し て お り ま す の で 、 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

そ れ で は 、 総 務 委 員 会 に 付 託 し て お り ま し た 議 案 第 32 号 大 川 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て 外 1 件 を 一 括 議 題 と い た し ま す 。

こ れ か ら 、 総 務 委 員 会 に お け る 審 査 の 経 過 並 び に 結 果 に つ い て 総 務 委 員 長 の 報 告 を 求 め ま

す。総務委員長、中村武彦君。

総務委員長（中村武彦君）（登壇）

おはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託をされました議案第32号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外1件の本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第32号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の主な改正は、市民税につきましては、寄附金税制に係る見直し、個人所得課税における上場株式等に係る譲渡所得や配当所得への課税の改正、公益法人制度改革に伴う非課税措置等の改正及び個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入等であり、また、固定資産税につきましては、省エネ改修を行った住宅に係る減額措置の創設等であります。

この中で、特に寄附金税制に係る見直しにつきましては、控除方式が所得控除から税額控除に改められるとともに、控除率の充実や控除限度額の25%から30%への引き上げ、それに控除適用下限額を100千円から5千円に引き下げることにより、小口の寄附でも税控除が可能になるといったものであります。

委員会では、寄附金控除の手続についてただしたところ、寄附先の自治体の長が発行する寄附の内容を証明した書類を添付し、申告することにより控除を受けることができる旨の答弁がなされました。

また、大川市に対するこれまでの寄附の状況と今後の見通しについてただしたところ、寄附金控除の対象となった件数は、平成18年度3件、19年度2件で、それぞれ学校等に対して現物の寄附があった。今後は、ふるさとへの思いを寄附という形で募る「ふるさと納税」として推進したい旨の答弁がなされました。

次に、省エネ改修についてただしたところ、既存住宅が対象であり、窓の改修工事が必須条件である旨の答弁がなされました。委員会としては、これらの減額優遇措置を市民によりわかりやすく周知するよう要望を行ったところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号 平成20年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算を26,590千円追加するものであり、この財源として、歳出に見合う県支出金をもって充当し、予算総額を12,336,590千円とするものであります。具体的には、歳出の6款・農林水産業費におきまして、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金26,590千円が計上されております。

委員会では、この補助の内容についてただしたところ、営農組織及び認定農業者に対し助成するもので、ハウス施設設置工事等の経費について、大川第五いちご生産組合に対し事業費の2分の1以内を、2人の認定農業者に対し3分の1以内をそれぞれ補助するものである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第32号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成20年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第33号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、古賀光子君。

文教厚生委員長（古賀光子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第33号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第33号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、福岡県の「乳幼児医療費支給事業費県費補助金交付要綱」の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、これまで通院については3歳未満であった対象範囲が、入院と同様に義務教育就学前までになるなど給付内容を拡大し、3歳以上については児童手当の支給に準拠した所得制限を創設する。また、自己負担について、3歳以上の通院は月額600円を上限とし、入院は1日500円、ただし一月につき3,500円を限度とする見直しが見直しがなされています。

委員会では、今回の給付内容の拡大にかかわる対象者数と予算についてただしたところ、これまでも入院については就学前までが対象であり、対象者数は1,700人程度と変わりはない。また、通院について給付が拡大することによる増額分は、改正前の年ベースで試算してみると、現在の自己負担分2割に当たる18,000千円程度が見込まれる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号 大川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、福岡県の「母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱」の改正に伴い、支

給対象者の見直し、自己負担の見直し及び制度名の改正など、所要の改正を行うものであります。

具体的には、これまで母子家庭等に限られていた本制度の対象範囲が父子家庭にも拡大され、自己負担について、通院は月額800円を上限とし、入院は1日500円、ただし一月につき3,500円を限度とする見直しがなされています。また、一人暮らしの寡婦については、新規の認定はせず2年間の経過措置を設けて廃止されることや、対象が父子家庭にも拡大されることに伴い、制度の名称も「ひとり親家庭等医療費支給制度」と改称されています。

委員会では、市内の父子家庭及び母子家庭の対象者数をただしたところ、父子家庭については、これまで父子家庭を対象とした行政の事業がなかったため正確な数値を把握しておらず、母子家庭等は880人程度である旨の答弁がなされました。

次に、対象者の医療証についてただしたところ、県内統一の医療証の様式に基づいて作成する旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号 大川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、福岡県の「重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱」の改正に伴い、支給対象者の拡大、所得制限の創設、自己負担の見直し及び制度名の改正など、所要の改正を行うものであります。

具体的には、これまでの身体障害者、知的障害者、重複障害者に加え、精神障害者にも給付対象範囲を拡大し、特別障害者手当支給に準拠した所得制限を創設する。また、自己負担について、65歳未満の通院は月額500円を上限、65歳以上の通院は自己負担なしとし、入院は、低所得者は月20日を限度に1日300円、低所得者以外は1日500円とする見直しがなされています。このうち65歳以上の通院の自己負担なしは本市独自の取り組みであります。また、制度の名称も「重度障害者医療費支給制度」と改称されています。

委員会では、市内の精神障害者数の推移をただしたところ、平成16年度956人、17年度971人、18年度993人と増加傾向にある旨の答弁がなされました。

また、委員からは、「障害者」の「害」を平仮名にして「障がい者」と表記されることもあるので、今後、検討いただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、地方税法附則の一部改正等に伴い所要の改正を行うもので、委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、平成20年3月の1カ月分と平成18年度の精算分に係る老人保健医療費拠出金に4,117千円、また、前期高齢者納付金に190千円の不足が生じるため、これを補正しようとするもので、この財源としては、国庫支出金及び繰入金等をもって充当し、予算総額を4,772,307千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、総括質疑の中で、議案第33号から第35号の3件の改正に伴う制度の周知方法についてただしたところ、これまでも対象であった方々については、医療証の更新が必要となるので、その際に個別に通知するほか、新たに対象となる方々については、市報等による広報はもとより、社会福祉協議会や民生委員等関係者の御協力をいただきながら、漏れがないようにお知らせしたい旨の答弁がなされたことをつけ加えて、私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第33号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 大川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 大川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成20年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。



次に、会議録署名議員を指名いたします。12番石橋正毫君、13番神野恒彦君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は16件でしたが、議員各位には、慎重に御審議の上、全議案とも御議決をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程において議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、十分に尊重しながら今後の市政運営の中で反映させていきたいと考えております。

今後とも、議員の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

これにて、平成20年度第2回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前9時53分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員